# 標準引越運送約款

（平成二年運輸省告示第五百七十七号）
最終改正　令和七年　国土交通省告示第百九十三号

目次


第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　事業の届出（第三条・第四条）
第三章　見積り（第五条・第六条）
第四章　荷物の受取（第七条・第八条）
第五章　荷物の引渡し（第九条・第十条）
第六章　指図（第十一条・第十二条）
第七章　事故（第十三条・第十四条）
第八章　運賃等（第十五条・第十六条）
第九章　責任（第十七条・第十八条）


## 第一章　総則

（適用範囲）

**第一条**　この約款は、一般貨物自動車運送事業により行う引越運送及びこれに附帯する荷造り、不用品の処理等のサービスに関する約款によらないものであるとき、あらかじめ当事者が運賃及び料金（以下「運賃等」という。）について定額で行う運送を除く。）について適用されます。ただし、事業所等の修繕又は当店が規程する定型の容器を用いて定額で行う運送であって、この約款によらない旨をあらかじめ告知した場合には、適用されません。

2　この約款に定めない事項については、法令又は一般の慣習によります。

3　当店は、前二項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

（受付日時）

**第二条**　当店は、受付日時を定め、店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

2　前項の受付日時を変更する場合は、あらかじめ営業所その他の事業所の店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

## 第二章　見積り

（見積り）

**第三条**　当店は、引越運送及びこれに附帯するサービスに関する運賃及び料金（以下「運賃等」という。）について、試算（以下「見積り」という。）を行います。

2　見積りを行ったときは、次の事項を記載した見積書を申込者に発行します。

一　申込者の氏名又は名称、住所及び電話番号

二　荷造り及び荷受人の氏名又は名称、住所及び電話番号

三　荷物の容積及び品目及び引渡日

四　発送地及び到着地の地名、地番及び郵便番号

五　運賃等の合計金額、内訳及び支払方法

六　解約料の金額

七　荷造り作業、運搬作業、組立作業、取扱い作業、搬出及び搬入作業、荷造り作業、開梱作業等の作業内容について、運賃等の内容によって区分してわかりやすく記載します。

八　見積期限

九　その他見積りに関し必要な事項

3　前項第七号の記載については、第三号及び第四号の事項並びに運送、取扱い、搬出及び搬入作業、荷造り作業、開梱作業等ごとに運賃等の内容によって区分してわかりやすく記載します。

4　見積料は請求しません。ただし、発送地又は到着地において下見を行った場合に限り、下見に要した費用を請求することがあります。この場合は、見積りを行う前にその金額を申込者に通知し、了承を得ます。

5　当店は、見積りの際に内金、手付金等（前項ただし書の規定によって下見に要した費用を除く。）を請求しません。

6　当店は、見積りの書に申込者に対して、この約款を提示します。

7　当店は、見積書の記載内容の変更の有無等について確認を行います。

## 第三章　運送の引受け

（引受拒絶）

**第四条**　当店は、次の各号の一に該当する場合には、引越運送の引受けを拒絶することがあります。

一　運送の申込みがこの約款によらないものであるとき。

二　運送に支障する設備がないとき。

三　運送に関し申込者から特別の負担を求められたとき。

四　運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。

五　天災その他やむを得ない事由があるとき。

2　荷物が次に掲げるものであるときは、当該荷物に限り引越運送の引受けを拒絶することがあります。

一　現金、有価証券、宝石貴金属、預金通帳、キャッシュカード、印鑑等他人において携帯することのできない貴重品

二　火薬類その他の爆発物、不燃性物品等他の荷物に損害を及ぼす恐れのあるもの

三　動植物、ピアノ、美術品、骨董品等運送に当たって特殊な管理を要するため、他の荷物と同時に運送することが適当でないもの

四　申込者等が第一項の規定によるその種類及び性質の申告をせず、又は同条第二項の規定による点検の同意をしないもの

（運送書又は利用運送）

**第五条**　当店は、荷物の運送人の利益を害しない限り、引き受けた荷物の運送を他の運送機関と運送して、又は他の貨物自動車運送事業者の行う運送若しくは他の運送機関を利用して運送することがあります。

## 第四章　荷物の受取

（荷物の受取を行う日時）

**第六条**　当店は、見積書に記載した受取日時に荷物を受け取ります。

（荷造り）

**第七条**　荷造りは、荷物の性質、重量、容積、運送距離等に応じて、運送に適するように荷造りしなければなりません。

2　当店は、荷物の荷造りが運送に適さないときは、荷造人に対し必要な荷造りを要求し、又は荷造人の負担により必要な荷造りを行うことがあります。

3　前二項の規定にかかわらず、当店は荷造人からの申込みに応じて、荷造人の負担により必要な荷造りを行います。

（荷物の種類及び性質の確認）

**第八条**　当店は、荷物及び性質の確認のため、第四条第二項各号に掲げる荷物、貴重品（第四条第二項第二号及び第三号に掲げるものを除く。）、壊れやすいもの（ベンジン等の電子機器を含む。第二十条第二項において同じ。）、変質若しくは腐敗しやすいもの等運送上特段の注意を要するものの有無並びにその種類及び性質を申告することを荷造人に求めます。

2　当店は、前項の場合において、その種類及び性質について荷造人が告げたことに疑いがあるときは、荷造人の同意を得て、その立会いの上で、これを点検することができます。

3　当店は、前項の規定により点検した場合において、荷物の種類及び性質が荷造人の申告したところと異ならないときは、このために生じた費用を請求します。

4　第二項の規定により点検した場合において、荷物の種類及び性質が荷造人の申告と異なるときは、点検に要した費用は荷造人の負担とします。

## 第五章　荷物の引渡し

（荷物の引渡し方法）

**第九条**　当店は、見積書に記載した引渡日に荷物を引き渡します。また、荷物受取時に、引渡日時を荷造人又は荷受人に対して通知します。

（荷受人が不在の場合の措置）

**第十条**　荷受人が見積書に記載した引渡日に引渡先に不在のため、荷受人に代わって荷物を受け取る者（以下「代理受取人」という。）の氏名及び連絡先の申告を求めます。

2　荷受人が見積書に記載した引渡日に不在であった場合には、当該代理受取人に対する荷物の引渡しをもって荷受人に対する引渡しとみなします。

（引渡しができない場合の措置）

**第十一条**　当店は、荷受人又は代理受取人（以下「荷受人等」という。）を確知することができないとき、又は荷受人等が荷物の受取を拒んだとき、若しくは荷物の他の理由により引渡しができないときは、遅滞なく荷造人に対し、相当の期間を定めて荷物の処分についての指図を求めます。

2　前項に規定する指図の請求をしたのち、その指図に従って行った処分に要した費用は荷造人の負担とします。

（引渡しが完了する場合の処分）

**第十二条**　当店は、相当の期間内に前条第一項に規定する指図がないときは、荷物を倉庫営業者に寄託し又は供託し若しくは競売することがあります。

2　前項の規定による処分を行ったときは、遅滞なく荷造人又は荷受人に対して通知します。

3　第一項の規定による処分に要した費用は、荷造人の負担とします。

4　当店は、第一項の規定により競売したときは、その代価の全部又は一部を運賃等並びに指図の請求及び競売に要した費用に充当し、不足があるときは、荷造人にその支払を請求し、余剰があるときは、これを荷造人に交付し、又は供託します。

## 第六章　指図

（指図）

**第十三条**　荷造人は、当店に対し、荷物の運送の中止、返送、転送若しくは他の処分につき指図をすることができます。

2　前項に規定する荷造人の権利は、荷受人に荷物を引き渡したときは、行使することができません。

（指図に応じない場合）

**第十四条**　当店は、運送上の支障が生ずるおそれがあると認めるときは、前条第一項の規定による荷造人の指図に応じないことがあります。

2　当店は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を荷造人に通知します。

## 第七章　事故

（事故の際の措置）

**第十五条**　当店は、荷物の全部の滅失を発見したときは、遅滞なくその旨を荷造人に通知します。

2　当店は、荷物の相当部分の滅失又は全部若しくは相当部分の損傷を発見したとき、又は荷物の引渡しが見積書に記載した引渡日から二日以内に完了しないことが明らかになったときは、遅滞なく荷造人に対し、相当の期間を定めて荷物の処分についての指図を求めます。

3　当店は、前項の場合において、指図を待っていとまがないとき、又は当店の定めた期間内に指図がないときは、荷造人の利益のために、当店の裁量によって運送の中止又は運送経路若しくは運送方法の変更その他運送上の処分を行います。

4　当店は、前項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷造人に通知します。

5　当店は、前項の規定による処分をしたときは、運賃等の全部を荷造人に請求することができます。

6　当店は、第三項の規定にかかわらず、荷造人の指図を待つことが荷造人の利益に反するものであるとき、又は荷造人の指図を求めるいとまがないときは、荷造人の利益のために、当店の裁量によって運送の中止又は運送経路若しくは運送方法の変更その他運送上の処分を行います。

7　当店は、前項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷造人に通知します。

（危険品等の処分）

**第十六条**　当店は、荷物が危険品等他の荷物に損害を及ぼすおそれのあるものであることを運送の途上で知ったときは、荷物の取扱いその他運送上の損害を防止するための処分をします。

2　当店は、第一項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷造人に通知します。

（事故証明書の発行）

**第十七条**　当店は、荷物の滅失、損傷又は遅延に関し、証明の請求があったときは、荷物を引き渡した日（滅失のときは見積書に記載した引渡日）から一年以内に限り、事故証明書を発行します。

## 第八章　運賃等

（運賃及び料金）

**第十八条**　運賃及び料金は、当店が別に定める運賃料金表によります。

2　運賃及び料金並びにその適用方法は、当事業所その他の事業所の店頭に掲示し、又は店頭に掲示することなしに、当店のウェブサイトに掲載します。

3　当店は、申し込みを受け付けた運送に附帯するサービスを行ったときは、これに係る料金を取受します。

（運賃等の収受）

**第十九条**　当店は、荷物を受け取るときに見積書に記載された支払方法により、荷造人から運賃等を収受します。

2　当店は、次の事項を記載した請求書に基づき運賃等を請求します。

一　運賃等の請求相手方の氏名又は名称、住所及び電話番号

二　発送地及び到着地の地名、地番及び郵便番号

三　運賃等の合計金額及びその内訳（運賃等のうちに区分してわかりやすく記載します。）

四　当店の名称、住所、電話番号及び問い合わせ窓口電話番号

五　その他運賃等の収受に関し必要な事項

3　前項第三号については、当店は見積書に記載した内容に準拠して記載します。ただし、見積りを行った後に当該内容に計算誤りがあった場合は、当該変更に応じて所要の修正を行います。

4　料金は、前項ただし書の場合において、変更が生じた結果、実際に要する運賃等の合計額が見積書に記載した運賃等の合計金額を超えることとなったときは、次の各号に掲げる行います。

一　実際に要する運賃等の合計額が見積書に記載した運賃等（以下「見積運賃等」という。）の合計額より少ない場合　実際に要する運賃等の合計金額及びその内訳を修正します。

二　実際に要する運賃等の合計金額が見積運賃等の合計金額を超える場合　荷造人の責任によって生じた事由により見積運賃等の合計金額を超えるときに限ってその内訳を修正します。

5　当店は、第一項の規定にかかわらず、荷物を引き渡した後に荷受人等から運賃等を収受することを認めることがあります。この場合において、第一項から前項までの規定を準用します。

（事故等による運賃等の減額）

**第二十条**　当店は、第十三条第一項の規定によって受け取ったものとみなされる処分をしたときは、その処分に要する運賃、料金その他の費用を収受しません。

2　当店は、第十五条第二項及び第三項の規定によって受け取ったものとみなされる処分をしたときは、事故等が荷造人の責任によって生じた場合は荷物の運送に係る運賃等を収受します。

3　当事者間で、荷物の滅失若しくは毀損による損害賠償の額を定めるときは、その額は、当該荷物の価格を超えないものとします。

4　当事者は、荷物の一部の滅失又は損傷を発見したときは、荷造人の指図を求めずに運送を続行した上で、遅滞なくその旨を荷造人に通知します。

5　当事者は、前項の規定による通知をしたのち、荷物の滅失又は損傷を発見したときは、荷造人の指図を求めずに運送を続行した上で、遅滞なくその旨を荷造人に通知します。

6　当事者は、前項の規定による通知をしたのち、荷物の滅失又は損傷を発見したときは、荷造人の指図を求めずに運送を続行した上で、遅滞なくその旨を荷造人に通知します。

7　当事者は、荷物の一部の滅失又は損傷を発見したときは、荷造人の指図を求めずに運送を続行した上で、遅滞なくその旨を荷造人に通知します。

（危険品等の処分）

**第十六条**　当店は、荷物が危険品等他の荷物に損害を及ぼすおそれのあるものであることを運送の途上で知ったときは、荷物の取扱いその他運送上の損害を防止するための処分をします。

2　当店は、第一項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷造人に通知します。

（事故証明書の発行）

**第十七条**　当店は、荷物の滅失、損傷又は遅延に関し、証明の請求があったときは、荷物を引き渡した日（滅失のときは見積書に記載した引渡日）から一年以内に限り、事故証明書を発行します。

## 第八章　運賃等

（運賃及び料金）

**第十八条**　運賃及び料金は、当店が別に定める運賃料金表によります。

2　運賃及び料金並びにその適用方法は、当事業所その他の事業所の店頭に掲示し、又は店頭に掲示することなしに、当店のウェブサイトに掲載します。

3　当店は、申し込みを受け付けた運送に附帯するサービスを行ったときは、これに係る料金を取受します。

（運賃等の収受）

**第十九条**　当店は、荷物を受け取るときに見積書に記載された支払方法により、荷造人から運賃等を収受します。

2　当店は、次の事項を記載した請求書に基づき運賃等を請求します。

一　運賃等の請求相手方の氏名又は名称、住所及び電話番号

二　発送地及び到着地の地名、地番及び郵便番号

三　運賃等の合計金額及びその内訳（運賃等のうちに区分してわかりやすく記載します。）

四　当店の名称、住所、電話番号及び問い合わせ窓口電話番号

五　その他運賃等の収受に関し必要な事項

3　前項第三号については、当店は見積書に記載した内容に準拠して記載します。ただし、見積りを行った後に当該内容に計算誤りがあった場合は、当該変更に応じて所要の修正を行います。

4　料金は、前項ただし書の場合において、変更が生じた結果、実際に要する運賃等の合計金額が見積書に記載した運賃等の合計金額を超えることとなったときは、次の各号に掲げる行います。

一　実際に要する運賃等の合計金額が見積書に記載した運賃等（以下「見積運賃等」という。）の合計金額より少ない場合　実際に要する運賃等の合計金額及びその内訳を修正します。

二　実際に要する運賃等の合計金額が見積運賃等の合計金額を超える場合　荷造人の責任によって生じた事由により見積運賃等の合計金額を超えるときに限ってその内訳を修正します。

5　当店は、第一項の規定にかかわらず、荷物を引き渡した後に荷受人等から運賃等を収受することを認めることがあります。この場合において、第一項から前項までの規定を準用します。

（事故等による運賃等の減額）

**第二十条**　当店は、第十三条第一項の規定によって受け取ったものとみなされる処分をしたときは、その処分に要する運賃、料金その他の費用を収受しません。

2　当店は、第十五条第二項及び第三項の規定によって受け取ったものとみなされる処分をしたときは、事故等が荷造人の責任によって生じた場合は荷物の運送に係る運賃等を収受します。

3　当事者間で、荷物の滅失若しくは毀損による損害賠償の額を定めるときは、その額は、当該荷物の価格を超えないものとします。

4　当事者は、荷物の一部の滅失又は損傷を発見したときは、荷造人の指図を求めずに運送を続行した上で、遅滞なくその旨を荷造人に通知します。

5　当事者は、前項の規定による通知をしたのち、荷物の滅失又は損傷を発見したときは、荷造人の指図を求めずに運送を続行した上で、遅滞なくその旨を荷造人に通知します。

6　当事者は、前項の規定による通知をしたのち、荷物の滅失又は損傷を発見したときは、荷造人の指図を求めずに運送を続行した上で、遅滞なくその旨を荷造人に通知します。

7　当事者は、荷物の一部の滅失又は損傷を発見したときは、荷造人の指図を求めずに運送を続行した上で、遅滞なくその旨を荷造人に通知します。

（危険品等の処分）

**第十六条**　当店は、荷物が危険品等他の荷物に損害を及ぼすおそれのあるものであることを運送の途上で知ったときは、荷物の取扱いその他運送上の損害を防止するための処分をします。

2　当店は、第一項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷造人に通知します。

（事故証明書の発行）

**第十七条**　当店は、荷物の滅失、損傷又は遅延に関し、証明の請求があったときは、荷物を引き渡した日（滅失のときは見積書に記載した引渡日）から一年以内に限り、事故証明書を発行します。

## 第九章　責任

（責任と事故証明）

**第十八条**　当店が、荷物の受取（荷造りを含む。）から引渡し（開梱を含む。）までの間にその荷物その他のものが滅失し若しくは損傷し、若しくはその滅失若しくは損傷の原因が生じ、又は荷物が遅延したときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当店が、自己及び使用人その他荷物の荷造り、開梱作業及び運送について注意を怠らなかったことを証明するときは、この限りではありません。

（免責）

**第十九条**　当店は、次の事由による荷物の滅失、損傷又は遅延の損害については、損害賠償の責任を負いません。

一　荷物の欠陥、自然の消耗

二　荷物の性質による発火、爆発、変色、さび、その他これに類似する事由

三　ストライキ、ロックアウトその他の争議行為、社会的騒擾その他の事変又は天災

四　不可抗力によるその他の事変

五　天災

六　不可抗力によらない場合、又は荷造人の過失

七　荷造人の指図

八　法令遵守、食品衛生、環境保全、廃棄物処理、犯罪収益移転防止、暴力団等の排除、公序良俗、差別禁止又は差別解消に関する法令の違反による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者の引渡し

九　荷造人又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者の引渡し

十　荷造人又は荷受人等の故意又は過失

（引越運送関係者に関する特則）

**第二十条**　第四条第二項各号に掲げる荷物については、当店がその旨を知って引き受けた場合に限り、当店は、当該荷物の滅失、損傷又は遅延について、損害賠償の責任を負います。

2　貴重品、壊れやすいもの、変質又は腐敗しやすいもの等運送上の特段の注意を要する荷物（第四条第二項各号に掲げるものを除く。）について、荷造人が第八条第二項の規定によるその有無の申告をせず、かつ、当店がこれを知らないことから、当店が、運送上の特段の注意を払わなかったことにより生じた他の荷物の滅失、損傷若しくは遅延について、損害賠償の責任を負いません。

（責任の消滅期間）

**第二十五条**　滅失又は損傷についての当店の責任は、荷物を引き渡した日から三月以内に通知を発しないときは、消滅します。

2　前項の規定は、当店がその損害を知って荷物を引き渡したときは、適用しません。

3　前項の場合において、当店が、第一項の期間内に通知を受けた荷造人等から運賃等を収受することを認めることがあります。この場合において、第一項から前項までの規定を準用します。

（損害賠償の額）

**第二十六条**　当店は、荷物の滅失又は損傷により直接生じた損害を賠償します。

2　当店は、遅延により生じた損害について、次の各号の額を上限として賠償します。

一　合計額の範囲内で賠償します。

二　合計額の範囲内で賠償します。

三　第一号及び第二号が同時に生じたとき　受取遅延及び引渡遅延により直接生じた財産上の損害を運賃等の合計額の範囲内で賠償します。

3　前項の規定にかかわらず、当店の故意又は重大な過失によって荷物の受取又は引渡しの遅延が生じたときは、当店はそれにより生じた損害を賠償します。

（責任期間）

**第二十七条**　荷物の滅失、損傷又は遅延についての当店の責任は、荷物の引渡しがされた日（荷物の全部滅失の場合には、あらかじめ定められた引渡しがされるべき日）から一年以内に裁判上の請求がされないときは、消滅します。

2　前項の期間は、荷物の滅失等により生じた損害について、次の各号の規定により直接生じた財産上の損害を運賃等の合計額の範囲内で賠償します。

一　受取遅延及び引渡遅延により直接生じた財産上の損害を運賃等の合計額の範囲内で賠償します。

二　合計額の範囲内で賠償します。

三　第一号及び第二号が同時に生じたとき　受取遅延及び引渡遅延により直接生じた財産上の損害を運賃等の合計額の範囲内で賠償します。

3　前項の規定にかかわらず、当店の故意又は重大な過失によって荷物の受取又は引渡しの遅延が生じたときは、当店はそれにより生じた損害を賠償します。

（責任期間）

**第二十七条**　荷物の滅失、損傷又は遅延についての当店の責任は、荷物の引渡しがされた日（荷物の全部滅失の場合には、あらかじめ定められた引渡しがされるべき日）から一年以内に裁判上の請求がされないときは、消滅します。

2　前項の期間は、荷物の滅失等により生じた損害について、次の各号の規定により直接生じた財産上の損害を運賃等の合計額の範囲内で賠償します。

一　受取遅延及び引渡遅延により直接生じた財産上の損害を運賃等の合計額の範囲内で賠償します。

二　合計額の範囲内で賠償します。

三　第一号及び第二号が同時に生じたとき　受取遅延及び引渡遅延により直接生じた財産上の損害を運賃等の合計額の範囲内で賠償します。

3　前項の規定にかかわらず、当店の故意又は重大な過失によって荷物の受取又は引渡しの遅延が生じたときは、当店はそれにより生じた損害を賠償します。

（責任期間）

**第二十八条**　当店が他の運送取扱人と連絡して又は他の貨物自動車運送事業者の行う運送若しくは他の運送機関を利用して運送を行う場合において、運送上の責任は、この運送約款によりその当店が負います。

（荷造人又は荷受人等の故意責任）

**第二十九条**　荷造人又は荷受人等が、自らの故意若しくは過失により、又は荷物の性質若しくは欠陥により当店に与えた損害について、損害賠償の責任を負わなければなりません。ただし、荷造人又は荷受人等が過失なくしてその性質若しくは欠陥を知らなかったとき、又は当店がこれを知っていたときは、この限りではありません。

附則

（施行期日）

1　この告示は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行前に締結された運送契約に係る標準引越運送約款の適用については、なお従前の例による。